

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

令和5年9月9日、コンビニエンスストアにおいて、飲料水6点計907円相当を窃取した。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

校長から、児童に対する不必要な身体接触をしないよう指導を受けていたにもかかわらず、令和5年7月28日から同年9月頃までの間に、教室において、漢字練習の指導中、同校児童6名をそれぞれ背後から抱きしめる行為及び同6名のうちの1名の児童の頭頂部付近に唇を当てる行為を行い、同6名のうち3名に嫌悪感を与えるなどした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 26歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

当時勤務校校長から、生徒との私的なSNS等のやり取りが禁止であることについて指導を受けていたにもかかわらず、令和5年3月28日から同年4月19日までの間に、スマートフォンを使用して、当時勤務校生徒に対して、不適切な内容のメッセージ及び勤務時間中の送信を含めて、私的な内容のメッセージを送信し、同生徒に不快感及び嫌悪感を与えた。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 50歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

人事考課制度において定められた自己申告の面接について、令和4年度当初、当時同校教員49名のうち12名に対して、同面接を行うことを怠るなどした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 38歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

令和5年5月1日、勤務校生徒の自宅において、同生徒の保護者に対して、所持金30,000円を渡して、同生徒から提出を受けて同校で紛失した同生徒の個人情報に記載された書類を再度作成するよう依頼するなどした。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 都立学校図書館専門員
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和6年3月4日

4 処分理由

令和5年4月4日から同年10月31日までの間に、勤務校最寄り駅から同校までの区間等において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法であるレンタサイクル等による通勤を行い、通勤手当計47,040円を不正に受給した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

